

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学テレワーク実施規程

令和4年3月17日
規程第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号）第33条の2第2項、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則（平成16年規則第3号）第31条の2第2項、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則（平成29年規則第1号）第35条の2第2項及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則（平成17年規則第1号）第32条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に勤務する職員のテレワークの実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 テレワークは、職員のワークライフバランスの実現及び災害等発生時における安全を確保した上での業務等の継続を目的とする。

(定義)

第3条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 職員とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則第2条第1項に規定する職員、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学有期契約職員就業規則第1条第1項に規定する職員、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学無期契約職員就業規則第1条に規定する職員及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則第1条第1項に規定する職員をいう。
- (2) 監督者とは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における勤務時間管理に関する事務取扱要領（平成16年4月1日学長裁定）第2条に定める部局ごとに置く監督者をいう。
- (3) テレワークとは、職員が情報通信技術を利用して、職員の自宅又は自宅に準ずる場所その他通常の就業の場所と同等に従事すべき業務を遂行することが可能であると職員の監督者が認める場所において勤務することをいう。
- (4) 実施者とは、職員のうちテレワークを実施するものをいう。

(実施の要件)

第4条 テレワークは、次の各号に掲げる事項を満たし、かつ、テレワークを実施しようとする職員の監督者がその実施を認めた場合に実施することが

できる。

- (1) 職員が第2条の目的の達成のためにテレワークの実施を希望すること。
- (2) テレワークをしようとする場所がインターネット接続等、従事すべき業務の遂行に必要な環境が整備されていること。
- (3) 職員が通常の就業の場所以外において遂行が可能である業務に従事すること。
- (4) 本学の業務等に支障が生じないこと。

(テレワークの申請及び承認)

第5条 テレワークを実施しようとする職員は、原則としてテレワークを開始しようとする日の2週間前までに、監督者に申請し、承認を得なければならない。

- 2 監督者は、前項の申請があった場合は、当該申請を行った職員にテレワークの実施の可否を通知しなければならない。
- 3 次条に規定するテレワークの実施期間の満了により、テレワークを終了した実施者が再度テレワークを実施しようとするときの申請及び承認の手続は、前2項の規定により行うものとする。

(テレワークの実施期間及び実施単位)

第6条 テレワークの実施期間は、前条第1項の申請の範囲内かつテレワークを開始する日の属する会計年度の範囲内において、監督者が決定する。

- 2 テレワークの実施単位は、別に定める。

(テレワーク開始予定日及び終了予定日の変更)

第7条 職員は、テレワークを開始しようとする日（以下「テレワーク開始予定日」という。）又はテレワークを終了しようとする日（以下「テレワーク終了予定日」という。）の繰上げの変更（前条第1項に定める会計年度の範囲内に限る。）を希望する職員は、原則として希望するテレワーク開始予定日又はテレワーク終了予定日の2週間前までに、監督者に申請し、承認を得なければならない。

- 2 職員は、テレワーク開始予定日又はテレワーク終了予定日の繰下げの変更（前条第1項に定める会計年度の範囲内に限る。）を希望する職員は、原則として第5条第2項の規定により承認されたテレワーク開始予定日又はテレワーク終了予定日の2週間前までに、監督者に申請し、承認を得なければならない。
- 3 前2項の申請を受けた監督者は、当該申請を行った職員に承認の可否を通知しなければならない。

(職員の生命及び健康の保護を目的とした特例)

第8条 前3条の規定にかかわらず、学長は、職員の生命及び健康を保護し、

- かつ、教育研究活動又は業務運営に及ぼす影響が最小となるようにするため必要があると認めるときは、職員にテレワークの実施を命ずることができる。
- 2 学長は、前項の規定により命じたテレワークの実施を職員に行わせる必要がなくなったと認めたときは、これを終了させるものとする。

(勤務状況の管理)

- 第9条 実施者の所定勤務時間、休日、休暇等の取扱いは、当該職員が適用を受ける就業規則その他本学の規則等（以下「就業規則等」という。）の定めるところによる。
- 2 実施者は、所定勤務時間終了後、監督者に業務の実施内容について報告しなければならない。ただし、実施者が国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における裁量勤務実施要領（平成16年4月1日学長裁定）第2条第1項に規定する裁量労働制の適用対象者である場合で、監督者が当該報告を必要としないことを認めるときはこの限りではない。

(報告)

- 第10条 実施者は、第6条のテレワークの実施期間が満了したときは、速やかに監督者に実施期間中の業務内容及びその成果について報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、監督者は、前条第2項の報告をもって前項の報告に代えることができると認めた場合は、同項の報告があったとみなすことができる。

(テレワークの承認の取消)

- 第11条 監督者は、実施者がテレワーク期間中において、次のいずれかに該当すると認めた場合は、テレワークの承認を取り消すことができる。
- (1) 実施者が第4条に規定する要件を具備しなくなった場合
- (2) 監督者が第9条第2項の報告の内容等により、その業務についてテレワークを実施することが適当でないとして認めた場合

(休暇の取得)

- 第12条 実施者は、テレワーク実施日において年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇を取得するときは、就業規則等の定めるところにより、取得するものとする。

(時間外勤務)

- 第13条 監督者は、特に必要と認める場合を除き、実施者に対して、時間外勤務を命じないものとする。

(休日の振替)

第14条 就業規則等に規定する休日において、監督者が実施者に対し業務の遂行手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示を行った場合には、休日の振替を行うものとする。

(通勤手当の取扱い)

第15条 実施者が、テレワークにより、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

(業務上の災害補償)

第16条 実施者が、業務を原因（業務遂行性及び業務起因性の両方が認められるものに限る。）として災害を被った場合の災害補償については、就業規則等に定める規定を準用する。

(情報資産の取扱い及び情報セキュリティ対策)

第17条 職員がテレワークを実施する場合の情報資産の取扱い及び情報セキュリティ対策については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程（平成17年規程第5号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシーその他本学が定める規則等を遵守しなければならない。

(情報ネットワークの利用)

第18条 職員がテレワークを実施する場合において、情報ネットワークを利用して業務等を行うときは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報ネットワーク利用に関する倫理規程（平成16年規程第86号）を遵守しなければならない。

(費用負担)

第19条 テレワークに伴って発生する光熱費、通信費等の費用は、実施者の負担とする。

(雑則)

第20条 この規程に定めのない事項については、本学が定める規則等の定めるところによるほか、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における新型コロナウイルス感染症対策を目的とした在宅勤務実施要領（令和2年4月9日学長裁定。以下「新型コロナウイルス感染症対策を目的とした在宅勤務実施要領」という。）第6条第1項の規定により承認した在宅勤務を実施する職員のうち、施行日以降も引き続き本学に雇用されるものは、この規程の第8条第1項の規定により、学長が令和4年4月1日以降のテレワークの実施を命じたものとみなす。
- 3 この規程の施行日前に国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における在宅勤務実施要領（平成22年11月30日学長裁定。以下「在宅勤務実施要領」という。）第6条第1項若しくは第3項又は新型コロナウイルス感染症対策を目的とした在宅勤務実施要領第5条若しくは第10条第1項の規定により行われた申請のうち、在宅勤務の開始日が令和4年4月1日以降とされているものは、この規程の第5条第1項の規定によるテレワーク実施の申請とみなす。
(廃止)
- 4 在宅勤務実施要領及び新型コロナウイルス感染症対策を目的とした在宅勤務実施要領は、廃止する。